

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
会 長 奥 村 太 加 典  
〔公 印 省 略〕

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

建設業を取り巻く経営環境が依然として厳しい状況にあり、資金需要の増大が予想される夏期を控え、とりわけ経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請建設企業に対する適正な代金支払等の確保について、その経営の安定・健全性を確保するため特段の配慮が必要となります。また、今般の新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止措置の影響により、下請建設企業や技能労働者の事業や生業の継続に支障が生じることがないように特段の配慮も必要となります。

このような中、国土交通省では、「建設業法令遵守推進本部」の設置による指導監督体制の強化、法令違反行為の情報収集を目的とした「駆け込みホットライン」の開設、建設企業が守るべき下請取引上のルールを示した「建設業法令遵守ガイドライン」の策定等、元請下請関係の適正化の推進に努めているところです。

しかしながら、元請下請間においては、不適切な下請取引や下請負人へのしわ寄せが依然として存在すると指摘されています。

また、建設工事現場における品質管理や施工管理を徹底することの重要性はますます高まってきています。

以上のことを踏まえ、このたび国土交通省から本会に対し、関係法令、「工期に関する基準」や「建設業法令遵守ガイドライン」等を遵守するほか、改正建設業法等の趣旨等に十分留意し、元請下請取引の適正化並びに施工管理のより一層の徹底等に努めるよう要請がありました（別添 1）ので、貴会会員企業の皆様に対する周知方よろしくお願い申し上げます。

また、下請代金の決定に当たり、公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合の留意事項について（別添 2）も、併せてご周知くださいますようお願い申し上げます。

以 上

（添付資料）

- 別添 1 下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について
- 別添 2 下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合の留意事項について
- 参 考 下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等についての概要